

千葉県後期高齢者医療の 令和4年度一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和4年度の医療費の総額は、7,514億6,510万円となっており、そのうち医療給付費（みなさまの自己負担額を除いた医療費）として6,871億4,905万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。



千葉県の一人当たりの医療給付費は、76万2,746円となり、前年度75万7,258円と比較し約1%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	令和4年度	前年度(令和3年度)	増減
医療費の総額	7,514億6,510万円	7,099億8,693万円	+414億7,817万円 (+5.84%)
医療給付費の総額	6,871億4,905万円	6,513億5,797万円	+357億9,108万円 (+5.49%)
一人当たりの医療給付費	76万2,746円	75万7,258円	+5,488円 (+0.72%)

令和4年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。また、医療費の返還金を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

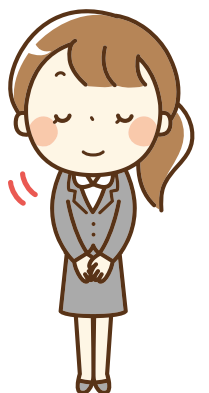
適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間（例：千葉県から転出した後や生活保護に加入した後など）に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。



申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

〈主な減免事由〉

- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 障害を負った又は長期の入院により収入が激減した
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した



詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。
※新型コロナウイルス感染症による保険料の減免は令和4年度相当分をもって終了となります。